○国土交通省令第八十八号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ヌ及び第八十一条の三第一号ヌ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。